

法定外公共物（水路敷以外）用途廃止 フローチャート

法定外公共物（水路敷以外）の用途廃止に係る事務の流れは以下のとおりとなります。

詳細等は、担当へお問い合わせください。

※1 用途廃止後の売買契約等の手続きは、資産活用課となります。

※2 水路敷の用途廃止の手続きは、河川課となります。

< フローチャート >

